

士幌町観光協会規約

(目的)

第1条 本会は、士幌町内の観光資源の調査研究を促進し、観光事業を発展させるため観光地及び物産の開発と、これらの紹介宣伝に務め併せて住民の文化民芸の向上発展と産業の振興に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、士幌町観光協会と称する。

(事業)

第3条 本会の目的を達成するために次の事業を行なう。

- (1) 観光資源の調査研究及び観光地の宣伝紹介。
- (2) 観光客の誘致並びに、これに対する諸施策の調査研究。
- (3) 郷土の特産品、名産品の調査開発と宣伝紹介。
- (4) 郷土の文化、民芸の保護育成と振興。
- (5) その他本会の目的達成のため必要な事業。

(会員)

第4条 本会の会員は、士幌町に住所又は事務所を有し、本会の趣旨に賛同するもので構成する。

2 本会の会員は、普通会员、特別会員及び賛助会員とする。

- (1) 普通会员は、法人及び一般個人とする。
- (2) 特別会員は、第5条第1項第1号に定める団体とする。
- (3) 賛助会員は、第5条第1項第2号に定める団体とする。

(会費)

第5条 普通会员及び特別会員は、毎年会費を納入するものとする。

- (1) 普通会员及び特別会員の会費は、毎年総会において決める。
- (2) 賛助会員の会費は、免除するものとする。

(役員)

第6条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 2名

(役員を選出)

第7条 役員は総会において、普通会员、並びに特別会員、賛助会員の構成員の中から選出し、会長、副会長は理事の互選による。

(役員任期)

第8条 役員任期は3年とする。ただし、再任は妨げない。なお、選出された役員が所属する機関団体等で、任期中に改選された場合は、原則としてその団体等の後任者をもって役員とし、任期は残任期間とする。

(役員職務)

第9条 会長は本会を代表し、総会並びに役員会を招集する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 理事は、役員会の決議を経て会務を処理し、事業の企画実施に参画する。
- 4 監事は、会計事務を監査し、総会において報告する。

(顧問の設置)

第10条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、役員会の決議により推薦することができる。

3 顧問は、本会運営の諮問に応ずる。

(事務局の設置)

第11条 本会の事務局は、役場観光担当部署内に置く。

2 事務局については、別に定める事務局規程によるものとする。

(部会の設置)

第12条 本会の事業運営を円滑にするため、次の部会を置くことができる。

(1) 企画振興部

(2) 広報宣伝部

(3) 物産部

2 各部の部長は、理事及び監事の中から選出する。

(会議)

第13条 本会の会議は総会、役員会及び部会とする。

2 総会の議長は、出席者の中から選出する。

(総会)

第14条 通常総会は、事業年度終了後2カ月以内に行う。

2 総会は、会務の報告その他主要事項を決定する。

3 会長が必要と認めた時には、臨時総会を開くことができる。

(役員会)

第15条 役員会は、総会に提案する事項及びこの会の目的を達成するために必要に応じてこれを開く。

(部会)

第16条 部会は、総会及び役員会に提案する事項及びこの会の目的を達成するために必要に応じてこれを開く。

(会計)

第17条 本会の経費は、会費、補助金並びに寄付金等の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり3月31日に終わる。

附 則

この会の規約は、昭和59年3月26日から施行する。

附 則

この会の規約は、昭和61年7月25日から施行する。

附 則

この会の規約は、昭和62年6月18日から施行する。

附 則

この会の規約は、公布の日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

附 則

この会の規約は、公布の日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

附 則

この会の規約は、公布の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この会の規約は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。